

参 考 資 料 Ⅱ

— 合併・現物出資等の引用条文 —

[法人税法・租税特別措置法（法人税関係）]

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

十一 合併法人 合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。

十二 被合併法人 合併により消滅した法人をいう。

十三 省略

十六 資本等の金額 資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいう。

十七 資本積立金額 次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額をいう。

イ 株式（出資を含む。）の発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十八条ノ二第二項（資本準備金）の規定により同条第一項の資本準備金として積み立てなかつた金額を除く。）

ロ 省略

ハ 商法第三百五十二条第一項（株式交換）の株式交換（保険業法（平成七年法律第百五号）第九十二条の五第一項（組織変更における株式交換）の株式交換（以下この号において「保険株式交換」という。）を含む。）又は商法第三百六十四条第一項（株式移転）の株式移転（保険業法第九十二条の八第一項（組織変更における株式移転）の株式移転（以下この号において「保険株式移転」という。）を含む。）による商法第三百五十二条第一項の完全親会社の完全子会社株式（同項の完全子会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該株式交換又は当該株式移転により当該完全子会社の株主から受け入れた株式（保険株式交換又は保険株式移転の場合にあつては、保険業法第九十二条の五第一項又は同法第九十二条の八第一項に規定する組織変更後の株式会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該保険株式交換又は当該保険株式移転により受け入れた株式）をいう。）の受入価額から当該株式交換により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額又は当該株式移転により設立された当該完全親会社の資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を控除した金額

ニ 資本又は出資の減少により減少した資本の金額又は出資金額に相当する金額のうち株式の消却若しくは払戻し又は持分の払戻しとして交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額をこえる部分の金額

ホ 省略

ヘ 合併差益金のうち被合併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

ト 省略

十八 利益積立金額 イに掲げる金額がロに掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。この場合において、法人税（退職年金等積立金に対する法人税、第三十八条第一項第二号（損金に算入される法人税）に掲げる法人税及び附帯税を除く。）として納付すべき金額並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により当該法人税に係る道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）として納付すべき金額は、イに規定する留保している金額には、含まれない。

イ 次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額

(1) 各事業年度の所得の金額

(2) 第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第二十六条（還付金等の益金不算入）又は第二十七条（合併差益金のうち被合併法人の利益積立金額から成る部分の益金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額

(3) 第五十七条から第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

ロ 各事業年度の欠損金額の合計額（資本等の金額により補てんされた金額を除く。）

十九 合併差益金 イに掲げる金額がロに掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。

イ 合併法人が合併により被合併法人から取得した資産に附した帳簿価額からその合併により引継ぎを受けた債務に附した帳簿価額を控除した金額

ロ 合併法人のその合併直後の資本の金額又は出資金額のうちその合併により増加した部分の金額（合併法人が合併により設立された法人である場合には、その設立の時ににおける資本の金額又は出資金額）に合併法人が被合併法人の株主等に対しその合併により交付した金銭の額並びに金銭及び交付株式等（その合併により被合併法人の株主等に交付される合併法人の株式又は出資をいう。）以外の資産の価額の合計額を加算した金額

二十 省略

三十七 合併確定申告書 第一百六条第一項（合併確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十八 省略

(内国法人の課税所得の範囲)

第五条 内国法人に対しては、各事業年度の所得について各事業年度の所得に対する法人税を、清算所得について清算所得に対する法人税を課する。

(内国普通法人等の清算中の所得の非課税)

第六条 内国法人である普通法人又は協同組合等の清算中に生じた各事業年度の所得については、前条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。ただし、これらの法人で清算中のものが継続し又は合併により消滅した場合におけるその清算中に生じた各事業年度の所得については、この限りでない。

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第七条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にかかわらず、それぞれ各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さない。

(事業年度の意義)

第十三条 この法律において「事業年度」とは、営業年度その他これに準ずる期間(以下この章において「営業年度等」という。)で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約(以下この章において「定款等」という。)に定めるものをいい、法令又は定款等に営業年度等の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た営業年度等又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した営業年度等若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年をこえる場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)をいう。

2 法令及び定款等に営業年度等の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる日以後二月以内に、営業年度等を定めてこれを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一 内国法人 設立の日(内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を開始した日)

二 外国法人 第四百四十一条第一号から第三号まで(外国法人に係る法人税の課税標準)に掲げる外国法人のいづれかに該当することとなつた日又は当該外国法人に該当しないで第四百三十八条第二号(人的役務の提供事業に係る対価)に規定する事業を国内において開始し、若しくは第四百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日(外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日)

3 前項の規定による届出をすべき法人(人格のない社団等を除く。)がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長は、その営業年度等を指定し、当該法人に対し、書面によりその旨を通知する。

4 省略

(みなし事業年度)

第十四条 次の各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一 内国法人である普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において解散(合併による解散を除く。)をした場合 その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間

二 法人が事業年度の中途において合併により消滅した場合 その事業年度開始の日から合併の日までの期間

三 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合 その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間

四 内国法人である普通法人又は協同組合等で清算中のものが事業年度の中途において継続した場合 その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度の末日までの期間

五・六 省略

(各事業年度の所得の金額の計算)

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理

の基準に従つて計算されるものとする。

- 5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第二百二条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。）をいう。

（受取配当等の益金不算入）

- 第二十三条 内国法人が受ける次に掲げる金額（外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けるものを除く。以下この条において「配当等の額」という。）のうち、特定株式等以外の株式等（株式、出資又は受益証券をいう。以下この条において同じ。）に係る配当等の額の百分の八十に相当する金額及び特定株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第二百二条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。第三号において同じ。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。第三号において同じ。）の額

二 特定信託の収益の分配の額として政令で定めるところにより計算した金額

三 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち、内国法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額から成るものとして政令で定めるところにより計算した金額

- 2 前項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（次条第一項又は第二項の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。）の元本である株式等をその配当等の額の計算の基礎となつた期間の末日以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を同日後二月以内に譲渡した場合における当該譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。

- 3 第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）があるときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額の合計額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その保有する特定株式等以外の株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該特定株式等以外の株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該配当等の額の合計額を限度とする。）を控除した金額の百分の八十に相当する金額

二 その保有する特定株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該特定株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該配当等の額の合計額を限度とする。）を控除した金額

- 4 第一項及び前項に規定する特定株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式又は出資をいう。

- 5・6 省略

（配当等の額とみなす金額）

- 第二十四条 法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人から次に掲げる金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその交付の基因となつた当該法人の株式（出資を含む。以下この項及び次項において同じ。）の帳簿価額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額のうち、当該法人の資本等の金額から成る部分の金額以外の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。

一 当該法人の資本若しくは出資の減少又は株式の消却により交付される金銭その他の資産

二 当該法人からの退社又は脱退により持分の払戻しとして交付される金銭その他の資産

三 当該法人の解散により残余財産の分配として交付される金銭その他の資産

四 当該法人の合併により交付される金銭その他の資産

- 2 法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、この法律の規定の適用については、当該各号に定める金額のうち当該法人の株主等である内国法人が当該各号に掲げる事実の発生の際において有する株式（第一号の場合にあつては、消却されなかつた株式とする。）に対応する部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなし、かつ、その内国法人が当該事実の発生の際において当該金額の交付を受けたものとみなす。

一 利益又は剰余金をもつてする株式の消却 その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益又は剰余金の金額を超える場合には、当該利益又は剰余金の金額）

二 利益積立金額の資本又は出資への組入れ 資本又は出資に組み入れた利益積立金額

三 解散により残余財産の一部を分配した後における継続又は合併による消滅 その分配が、まず、資本等の金額からされたものとした場合に計算される分配後の資本等の金額が、その継続又は合併に際し資本等の金額として当該法人の貸借対照表に計上されている金額に不足する場合におけるその不足額

- 3 第一項第一号から第三号までに掲げる金銭その他の資産の交付が二回以上にわたつて行なわれた場合における同項に規定する資本等の金額から成る部分の金額以外の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(還付金等の益金不算入)

第二十六条 内国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 省略

二 第七十九条(確定申告による所得税額等の還付)、第二百二十条(継続等の場合の所得税額等の還付)、第三十三条(確定申告に係る更正による所得税額等の還付)又は第三百三十七条(継続等の場合の更正による所得税額等の還付)の規定による還付金

三 第八十一条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定による還付金

2 内国法人が第六十九条第一項から第三項まで(外国税額の控除)の規定の適用を受けた後において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国法人税の額が減額された場合には、その減額された金額のうち同項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額(益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。)は、その内国法人(その内国法人が合併により消滅した場合には、当該合併に係る合併法人とする。)の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

(合併差益金のうち被合併法人の利益積立金額から成る部分の益金不算入)

第二十七条 内国法人が合併した場合において、その合併に係る合併法人につき合併差益金が生じたときは、その合併差益金のうちその合併に係る被合併法人の利益積立金額から成る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その合併法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

(国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入)

第四十三条 内国法人(清算中のものを除く。以下この条において同じ。)が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てたための前条第一項に規定する国庫補助金等(以下この条において「国庫補助金等」という。)

(の交付を受ける場合(その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定していない場合に限る。))において、当該事業年度の確定した決算においてその国庫補助金等の額に相当する金額以下の金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 5 省略

6 第一項の特別勘定を設けている内国法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該特別勘定の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人が同項の規定により設けている特別勘定の金額とみなす。

(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)

第四十八条 前条第一項に規定する保険金等(以下この条において「保険金等」という。)の支払を受ける内国法人(清算中のものを除く。以下この条において同じ。)が、その支払を受ける事業年度の翌事業年度開始の日から二年を経過した日の前日(災害その他やむを得ない事由により同日までに同項に規定する代替資産を取得することが困難である場合には、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長が指定した日)までの期間内にその保険金等をもつて同項に規定する取得又は改良をしようとする場合において、当該事業年度の確定した決算においてその取得又は改良に充てようとする保険金等に係る差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 5 省略

6 第一項の特別勘定を設けている内国法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該特別勘定の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人が同項の規定により設けている特別勘定の金額とみなす。

(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入)

第五十一条 内国法人(清算中のものを除く。)が、各事業年度において新たに法人(人格のない社団等を除く。)を設立するためその有する金銭以外の資産の出資(当該資産の出資その他当該設立のための出資によりその内国法人が有することとなる当該法人の株式の数又は出資の金額が当該法人の設立の時にける発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十五以上であること、当該資産が国内にある資産として政令で定める資産である場合にあっては当該資産の出資により外国法人を設立するものでないことその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定出資」という。)をした場合において、その特定出資により取得した株式(出資を含む。)につき、当該事業年度において、その特定出資により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する減額した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについて

やむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

(貸倒引当金)

第五十二条 内国法人が、その有する金銭債権の貸倒れその他これに類する事由による損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、次に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度終了の時にいてその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権のその損失の見込額の合計額として政令で定める金額

二 当該事業年度終了の時にける売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（前号に掲げる金額の算定の基礎となつたものを除く。）の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3・4 省略

5 内国法人が合併により消滅した場合において、第一項の規定によりその内国法人の合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額があるときにおける当該貸倒引当金勘定の金額の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(返品調整引当金)

第五十三条 内国法人で出版業その他政令で定める事業を営むもののうち、常時、その販売する当該事業に係るたな卸資産の大部分につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約その他の政令で定める特約を結んでいるものが、当該たな卸資産の当該特約に基づく買戻しによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により返品調整引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、最近における当該たな卸資産の当該特約に基づく買戻しの実績を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された返品調整引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3・4 省略

5 内国法人が合併により消滅した場合において、第一項の規定によりその内国法人の合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された返品調整引当金勘定の金額があるときにおける当該返品調整引当金勘定の金額の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職給与引当金)

第五十四条 内国法人で政令で定める退職給与規程を定めているものが、その使用人の退職により支給する退職給与に充てるため、各事業年度において損金経理により退職給与引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時にいて在職する使用人の全員が自己の都合により退職するものと仮定して計算した場合に退職給与として支給されるべき金額の見積額のうち当該事業年度において増加したと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 退職給与引当金勘定の金額（前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限るものとし、既にこの項の規定により取りくずすべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。）を有する内国法人は、その使用人が退職した場合、前項の退職給与規程が存在しないこととなつた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、その退職給与引当金勘定の金額を取りくずさなければならぬ。

3・5 省略

6 退職給与引当金勘定の金額を有する内国法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該退職給与引当金勘定の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人がその合併の日において有する退職給与引当金勘定の金額とみなす。

7 省略

(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)

第六十一条の二 内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 その有価証券の譲渡に係る対価の額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額に相当する金額を控除した金額）

二 その有価証券の譲渡に係る原価の額（その有価証券についてその内国法人が選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額（算出の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により算出しなかつ